

## 市民と職員の責務の比較について

資料4

条例名	市民の責務	職員の責務
旭川市まちづくり基本条例(仮称) タタキ台	<p>(市民の権利及び責務)</p> <p>第6条 市民は、自らの意思に基づきまちづくりに参加することができる。</p> <p>2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの果たすべき役割を自覚し、自らの発言と行動に責任を持つとともに、互いの立場や考えを尊重し、それぞれが協力してまちづくりを担うように努めるものとする。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参加し、又は参加しないことによって不利益な取扱いを受けない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第9条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めなければならない。</p> <p>2 職員は、自らも地域社会の一員としてまちづくりに参加するよう努めるものとする。</p>
新ひだか町 まちづくり自治基本条例	<p>(町民の責務)</p> <p>第11条 町民は、自ら町の主役であることを認識し、様々な機会を通じて、積極的にまちづくりに参加し、または参画するように努めます。</p> <p>2 町民は、互いを尊重し、協力してまちづくりを進めます。</p> <p>3 町民は、公共の利益を念頭に置き、まちづくりに関する自らの発言と行動に責任を持ちます。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第16条 職員は、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町民の目線で物事を考え、質の高い行政サービスの提供に努めます。</p> <p>2 職員は、自らも地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加し、協働によるまちづくりの実践に努めます。</p> <p>3 職員は、行政の専門家として、職務の遂行に必要な知識の習得及び自己研鑽に努めます。</p>
新潟県燕市まちづくり基本条例	<p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持つとともに、自らができることを考え、自主的に市民参画に努めるものとしします。</p> <p>2 市民は、お互いを尊重し、世代や地域を超えて交流しながら支え合い、協力してまちづくりに努めるものとしします。</p> <p>3 市民は、地域社会を構成する一員としての責務を果たすとともに、まちづくりの活動においては、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。</p>	<p>(市の職員の責務)</p> <p>第16条 市の職員及び議会事務局の職員(以下これらを「市職員」といいます。 )は、市民全体のために働く者として、法令遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得、技術等の能力開発及び自己啓発に努めるとともに、市民の視点に立ち、市民との信頼関係の向上を図らなければなりません。</p> <p>3 市職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加しなければなりません。</p>
札幌市自治基本条例	<p>(市民の責務)</p> <p>第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第14条 職員は、全体の奉仕者として公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。</p>
帯広市まちづくり基本条例	<p>(市民の権利及び責務)</p> <p>第4条 市民はまちづくりに幅広く参加する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民は、自ら情報を共有するよう努めるとともに、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、まちづくりを協働で推進するよう努めなければならない。</p> <p>4 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。</p>	<p>(市職員の責務)</p> <p>第6条 市職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市職員は、まちづくりに関する情報収集に努めながら、専門的な知識及び能力を十分発揮して職務を行うとともに、幅広い視野で市民と協働のまちづくりに取り組まなければならない。</p> <p>3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。</p>
函館市自治基本条例	<p>(市民の権利及び責務)</p> <p>第12条 市民は、自由かつ平等にまちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、市が保有する情報について知る権利を有します。</p> <p>3 市民は、まちづくりの主役としての役割を認識し、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとしします。</p> <p>4 市民は、それぞれができる範囲でまちづくりに参加するよう努めるものとしします。</p> <p>5 市民は、まちづくりに参加する際には、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第16条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に、迅速に職務を遂行するとともに、市民に誠意をもって接しなければなりません。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び研鑽に努めて、市民に質の高い行政サービスを提供するようにし、市民の信頼を得られるようにしなければなりません。</p>

新潟市自治基本条例	<p>(市民の権利及び責務)</p> <p>第6条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、政策の形成、執行及び評価の過程に参画することができます。</p> <p>2 市民は、自らの責任及び役割に基づき公共の福祉に反することなく、かつ、次世代への影響を配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき参画を通して市民自治の確立に取り組むものとします。</p> <p>3 市民は、参画及び協働に当たっては、総合的な見地から発言及び行動をし、かつ、それらに対し責任を持たなければなりません。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第12条 市長等の補助機関である職員及び議会の事務局の職員(以下これらを「職員」といいます。)は、公正かつ誠実に職務を遂行し、及び市民とともに市民自治を推進しなければなりません。</p> <p>2 職員は、法律、法律に基づく命令(告示を含む。)及び条例等(以下「法令等」といいます。)の遵守するとともに、違法又は不当な事実がある場合は、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。</p> <p>3 職員は、職務に関し不断の研鑽に努めるとともに、施策及び事業の実施に当たっては、最大の効果を挙げることができるよう、創意をもって職務の遂行に当たらなければならない。</p>
静岡市自治基本条例	<p>(まちづくりに関する権利及び責務)</p> <p>第8条 市民は、まちづくりに参画し、その結果を享受する権利を有する。</p> <p>2 まちづくりに参画する市民は、人権、信条、性別、年齢及び社会的・身分的状况にかかわらず、互いが平等であることを認識し、互いの人権を尊重しなければならない。</p> <p>3 まちづくりに参画する市民は、公共の利益を念頭に置いて、発言し、行動しなければならない。</p> <p>4 市民は、まちづくりに要する負担を自主的に分任しなければならない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第20条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、まちづくりに関する専門的な知識を十分に発揮するとともに、法令等を遵守することはもとより法令等を活用して、まちづくりに積極的に取り組まなければならない。</p> <p>3 職員は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければならない。</p>
豊中市自治基本条例	<p>(市民の責務)</p> <p>第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取組に努めなければならない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第11条 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行し、その能力の向上を図るとともに、市民自治を推進するため、最大限にこれを発揮するよう努めなければならない。</p>
明石市自治基本条例	<p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、市政に関心を持ち、積極的に参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、まちづくりにおいて互いの意見及び行動を尊重し合うものとする。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第11条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。</p>
高松市自治基本条例	<p>(市民の役割と責務)</p> <p>第8条 市民は、自治の主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政及び地域の課題の解決に主体的に取り組むものとする。</p> <p>2 市民は、参画の機会を積極的に活用するとともに、参画に当たっては、公共的な視点に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>3 市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する市民は、その行使の機会を生かすよう努めるものとする。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、市民全体のために働く者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得および能力向上に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、職務の遂行に当たっては、参画と協働による市政及び地域のまちづくりの推進に努めるものとする。</p>
北九州市自治基本条例	<p>(市民の責務)</p> <p>第8条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、人が大切にされるまちを実現するため、互いの人権を尊重するものとする。</p> <p>2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。</p> <p>3 市民は、法令等の定めるところにより、市政運営に伴う負担を分任する責務を有する。</p>	<p>(職員の役割及び責務)</p> <p>第14条 職員は、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行する。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に当たって、市民及びコミュニティが相互に連携する機会を積極的に提供するよう努めるものとする。</p> <p>3 職員は、絶えず自らを研さんすることにより、その職務に関する能力の向上に努める。</p>
熊本市自治基本条例	<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を果たすとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。</p> <p>(1) 市政・まちづくりに積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>(2) 市政・まちづくりに参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。</p>	<p>(市の職員の責務)</p> <p>第11条 市の職員は、市長等の補助機関としてその役割を担い、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行います。</p>